

社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第七条の規定に基づく令和六年度の単位掛金額を定める件

○厚生労働省告示第百八十一号

社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）第七条の規定に基づき、令和六年度の単位掛金額を四万五千五百円と定め、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三